添付書類

「就労支援コーナーあらかわ」の設置について

１　目的

　　国のアクションプランに基づく国と地方自治体の一体的実施事業として、ハローワー

ク足立と荒川区役所が、生活保護受給者等に対する職業相談、職業紹介等の就労支援を

一体的に実施することで、早期支援の徹底により、就労による自立の促進を図るもの。

２　概要

（１）窓口の名称

　　　「就労支援コーナーあらかわ」

（２）開設場所及び時間

　　　①場所　荒川区役所本庁舎１階

　　　　　　　荒川区荒川２－２－３

　　　②時間　月曜日～金曜日　９時から１７時００分まで

（３）実施体制

　　　・ハローワーク職員２名が常駐し、区役所職員と連携を図りながら支援を行う。

（４）支援対象者

　　　・生活保護受給者、住宅支援給付支給対象者、児童扶養手当受給者

　　　・上記手当の相談者及び申請者

　　　・高齢者、障がい者、若年者等の生活困窮者で就労支援を必要とする者

（５）実施内容

　　　・求人情報提供、職業相談、職業紹介等

　　　★支援対象者が、生活保護等の相談や申請のため来庁した際、同時に求人情報を入

手出来るとともに、ハローワークの職業相談や紹介を受けられるため、本人の就

労意欲向上や早期就労の促進が期待される。また、区役所とハローワークの連携

がより緊密となることにより、支援対象者が抱える課題に対応したきめ細やかな

支援が可能となる。

３　コーナー開設日

　　平成２５年１２月２日